

高槻市マンホール広告の掲載に関する要領

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、高槻市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び高槻市広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、マンホール蓋に掲載する有料広告等（以下「マンホール広告」という。）の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象)

第2条 マンホール広告の掲載対象は、別表1に定める区域の歩道上に設置されたマンホール蓋のうち市が決定したものとする。ただし、第7条の申込者の希望により、市長が特に認めるものについては、車道上に設置することができる。

(規格等)

第3条 マンホール広告の蓋の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) プリントシール蓋 デジタルカメラ画像やイラストを専用シールに印刷し、鉄蓋の上に貼り付けたものをいう。

(2) デザインマンホール鉄蓋 マンホール鉄蓋の凹み部分にカラー樹脂を充填し鉄蓋表面に色をつけたものをいう。

2 マンホール広告は円形であって、大きさは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) プリントシール蓋にあつては、蓋の中心から半径24.5センチメートル以内とする。

(2) デザインマンホール鉄蓋にあつては、蓋の中心から半径29.3センチメートル以内の円形とする。

3 市が指定するマンホール広告のデザインテンプレートは、別表1に定めるとおりとする。

4 掲載するマンホール広告の内容は、要綱、基準及びこの要領に基づくものとする。

(掲載期間)

第4条 マンホール広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、マンホール広告を表示したマンホール（以下「マンホール広告蓋」という。）を設置した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「開始月」という。）の初日から起算して3年間とする。

(マンホール広告掲載の募集)

第5条 市長は、マンホール広告掲載の募集については、市のホームページに掲載する等の方法により行うものとする。

(広告料)

第6条 高槻市行政財産使用料条例（条例第574号）第5条第1項第3号の規定による使用料としてマンホール広告の掲載料（以下「広告料」という。）を徴収する。

2 広告料は、別表2に定める区域については、1か所につき、消費税及び地方消費税を含み年額79,200円とし、それ以外の区域については、1か所につき、消費税及び地方消費税を含み年額66,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 マンホール広告の掲載を希望する市内事業者（以下「申込者」という。）は、高槻市公有財産規則（昭和53年高槻市規則第2号）第18条の行政財産使用許可申請書に、高槻市マンホール広告掲載申込書（様式第1号）及び次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の概要が分かる書類（会社案内、法人にあっては履歴事項全部証明書の写し等）
- (2) 資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し
- (3) 完納証明書
- (4) 要件申立書（様式第2号）

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、マンホール広告の掲載の諾否を決定するものとする。ただし、同一のマンホール蓋に対し複数の申込みがあった場合の審査及び決定の順は、くじで定める。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、マンホール広告が公益や地域活性化を目的とするものであり、その内容が市の施策と合致するものと認める場合は、優先して審査することができる。

3 市長は、第1項の規定によりマンホール広告の掲載の諾否を決定した場合は、高槻市公有財産規則第19条の行政財産使用許可書として高槻市マンホール広告掲載・不掲載決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

(デザインの提出)

第9条 前条の規定によりマンホール広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、マンホール広告のデザインのデータを、市長が指定する期日までに市長が指定する方法で作成し、及び提出しなければならない。

2 市長は、前項のデザインについて、広告主に対し、内容の修正等を指示することができる。

(マンホール広告蓋の作製)

第10条 市は、前条第1項の規定によりマンホール広告のデザインのデータが提出されたときは、当該マンホール広告蓋を作製するものとする。

2 前項のマンホール広告蓋の作製に要する費用（以下「マンホール広告蓋作製費用」という。）は、広告主の負担とする。

3 マンホール広告蓋作製費用は、市場価格等を参考に、市長が別に定める。

4 第1項の規定により作製したマンホール広告蓋は、市が所有権を有するものとする。

5 前項の規定は、マンホール広告に関する著作権、意匠権その他の知的財産に関する権利を市が有するものと解釈してはならない。

6 市はアクリル製のミニチュアマンホールを作製し、1広告主につき1度限り無償で提供することができる。ただし、広告主の希望により鋳物製のミニチュアマンホールを作製するときは、アクリル製のミニチュアマンホールの作製費用との差額相当額を広告主が負担することで提供することができる。

(マンホール広告蓋の設置)

第11条 市は、前条第1項の規定によりマンホール広告蓋を作製したときは、当該マンホール広告蓋を掲載対象のマンホールに設置するものとする。

2 市は、マンホール広告蓋を設置しようとするマンホールに設置されているマンホール蓋とマンホール広告蓋の交換に要する工事に係る費用を負担するものとする。

3 市長は、第1項の規定によりマンホール広告蓋の設置が完了したとき、高槻市マンホール広告掲載期間決定書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

(撤去)

第12条 市は、マンホール広告が次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条の規定により設置したマンホール広告蓋を撤去するものとする。この場合において、市長は、広告主の希望により当該マンホール広告蓋を広告主に贈与することができる。

(1) 掲載期間が終了した場合

(2) 掲載の決定を取り消した場合

2 市長は、前項第1号のように掲載期間が終了した場合は、高槻市マンホール広告掲載期間終了通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

(掲載期間の変更)

第13条 広告主は、掲載期間の変更を希望するときは、広告期間が終了する6か月前までに、市長に高槻市マンホール広告変更申込書（様式第6号。以下「変更申込書」という。）を提出するものとする。

2 前項の掲載期間の変更の申込みは、1年を単位としなければならない。ただし、変更後の掲載期間は、当初開始月の初日から6年を超えることができない。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、掲載期間の変更の諾否を決定するものとする。

- 4 市長は、前項の規定により掲載期間の変更の諾否を決定したときは、高槻市マンホール広告掲載変更決定・不承認通知書（様式第7号。以下「変更決定等通知書」という。）により広告主に通知するものとする。

（広告の変更）

第14条 広告主は、掲載期間中にマンホール広告の変更を希望するときは、市長に変更申込書を提出するものとする。この場合において、広告の変更に伴い必要となる手続き等については、第8条第1項及び第9条から第12条の規定を準用する。

- 2 市長は、前項において準用する第8条第1項の規定によりマンホール広告の変更の諾否を決定したときは、変更決定等通知書により広告主に通知するものとする。

（広告料の納付等）

第15条 広告主は、1年分の広告料及びマンホール広告蓋の作製費用を、市長が指定する期日までに一括して前納しなければならない。ただし、広告料について、1年分を納付しないことに市長が理由があると認めるときは、この限りでない。

（当事者の責任等）

第16条 市は、マンホール広告蓋の維持管理を行う。ただし、第14条の規定により掲載期間が当初の期間から延長された場合であって、開始月の初日から3年を経過したマンホール広告蓋については、市長が、安全上支障があると判断した場合は、広告主の負担により修繕等を行なわなければならない。

- 2 市は、前項のマンホールに起因して第三者に損害を与えた場合は、その責任を負う。
- 3 前項の規定にかかわらず、広告主は、マンホール広告に関し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

（広告料等の還付）

第17条 納付された広告料及びマンホール広告蓋作製費用は、還付しない。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（掲載の停止等）

第18条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、マンホール広告の掲載を停止し、又は当該マンホール広告蓋を移動することができる。

- (1) 市の事業を広報するために必要がある場合
 - (2) 下水道事業等の工事のために必要がある場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める場合
- 2 市長は、前項の規定によりマンホール広告の掲載を停止し、又は当該マンホール広告蓋を移動したときは、その期間を書面により、広告主に通知するものとする。
- 3 第1項の規定によりマンホール広告の掲載を停止したときは、当該停止に係る期間は第4条の掲載期間に含めない。

4 第1項の規定によるマンホール広告の掲載の停止に起因して生じた損害については、市は、賠償の責めを負わない。

(掲載決定の取消し等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンホール広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定する期日までに広告料及びマンホール広告蓋作製費用を納入しない場合
- (2) 広告主が、指定する期日までにマンホール広告のデザインのデータを提出しない場合
- (3) マンホール広告の内容及びデザイン等が、法令、要綱又は基準に違反していると市長が認める場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がマンホール広告の掲載を適切でないと判断した場合

2 市長は、前項の規定によりマンホール広告の掲載の決定を取り消したときは、高槻市マンホール広告掲載決定取消通知書(様式第8号)により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定によるマンホール広告の掲載の決定の取消しに起因して生じた損害については、市は、賠償の責めを負わない。

(広告デザインの活用)

第20条 広告主は、前項に係るデザインの使用等に関し、市に無償で提供するものとする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、マンホール広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月15日から施行する。

附 則

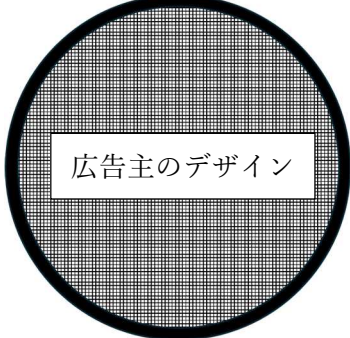
1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に設置されているマンホール広告の広告料、掲載期間の変更その他の取り扱いについては、当該掲載期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

別表 1（第 2、3 条関係）

区 域	設置箇所	デザインプレート
将 棋 の ま ち 高 槻 応 援 企 業 エ リ ア	J R 高槻駅北駅前広場 9箇所（A－①～A－⑨） 	(1)プリントシール蓋 外周部分に「〇〇は将棋のまち高槻を応援しています」と記載されている。 ※〇〇は社名等を記載する。  (2)デザインマンホール鉄蓋 デザインエリアに「将棋のまち高槻」の文字をレイアウトする。文字の大きさは一文字当たり48mm以上とする。 

下水道
応援
企業
エリア

けやき大通りの一部
8箇所（B-①～B-⑧）



(1)プリントシール蓋

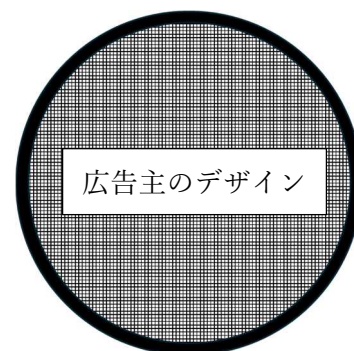
外周部分に「〇〇は□□下水道□□を応援しています」と記載されている

※〇〇は社名等、□□は市が指定するメッセージ等を記載する。



(2)デザインマンホール鉄蓋

デザインエリアに「下水道」「応援」の文字をレイアウトする。文字の大きさは一文字当たり48mm以上とする。



高
槻
市
輝
く
未
来
応
援
企
業
エ
リ
ア

JR摂津富田駅北口
6 個所 (C-①～C-⑥)



(1)プリントシール蓋

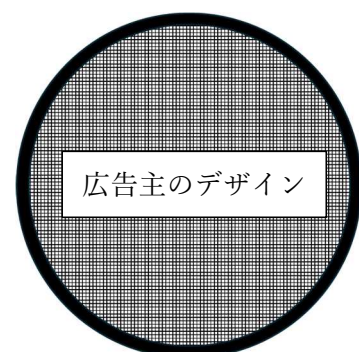
外周部分に「〇〇は□□を応援しています」と記載されている

※〇〇は社名等、□□は市が指定するメッセージ等を記載する。

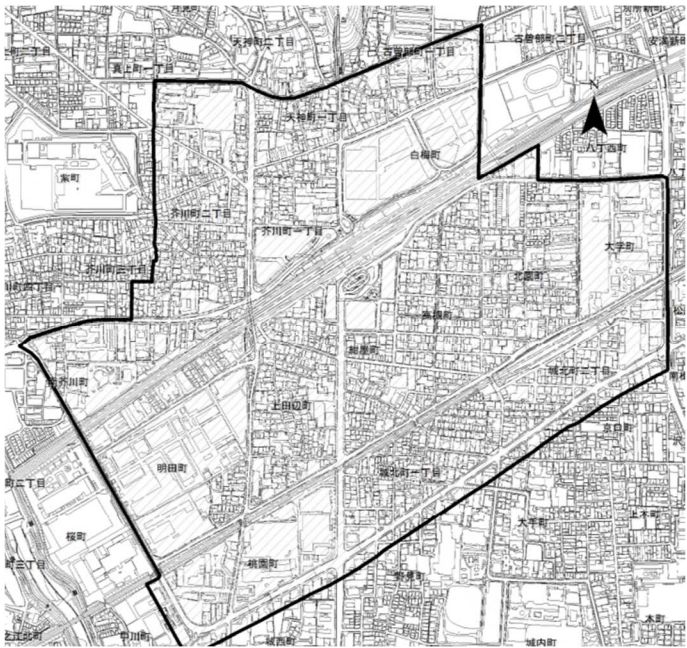


(2)デザインマンホール鉄蓋

デザインエリアに「高槻市」「輝く未来」の文字をレイアウトする。文字の大きさは一文字当たり48mm以上とする。



別表 2（第 6 条関係）

J R 高槻駅及び阪急高槻市駅周辺の 中心市街地の区域	
--	--

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

高槻市マンホール広告掲載申込書

（宛先）高槻市長

住 所
申請者 氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

高槻市マンホール広告の掲載に関する要領第 7 条の規定により、下記のとおり申し込みます。なお、広告の掲載に当たっては、高槻市広告掲載基準を遵守することを誓約します。

記

1 掲載希望のマンホール蓋	(プリントシール蓋) ☐ J R 高槻駅北駅前広場 (Aー) ☐ けやき本通りの一部 (Bー) ☐ J R 摂津富田駅北口 (Cー) (デザインマンホール鉄蓋) ☐ J R 高槻駅北駅前広場 (Aー) ☐ けやき本通りの一部 (Bー) ☐ J R 摂津富田駅北口 (Cー)
2 掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで (か月)
3 広告デザインの概要	
4 連絡先	担当 (部署・氏名) TEL FAX E-mail

添付書類

- 1 事業の概要が分かる書類（会社案内、法人にあっては履歴事項全部証明書の写し等）
- 2 資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し
- 3 完納証明書

年 月 日

（宛先）高槻市長

所 在 地
団 体 名
代表者 氏 名
生年月日 年 月 日生

要 件 申 立 書

高槻市マンホール広告の掲載に関する要領第 7 条に基づき、広告掲載を申し込むに当たり、
下記の内容について申し立てます。

記

※各項目を確認し、「はい」「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。

申 立 事 項		
1	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、高槻市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者ではありません。	はい・いいえ
2	上記 1 のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにそのことを市に届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出することに同意します。	はい・いいえ
3	調査等の結果、上記 1 のいずれかに該当することが判明した場合は、要領第 1 9 条に基づき、承認を取り消されることを確認しました。	はい・いいえ
4	高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。	はい・いいえ

裏 面

○高槻市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。

○大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

高槻市長

高槻市マンホール広告掲載・不掲載決定通知書
（行政財産使用許可書）

年 月 日付けで申込みがありましたマンホール広告の掲載について、次のとおり決定しましたので、高槻市マンホール広告の掲載に関する要領第 8 条第 3 項の規定により、通知します。

1 決定区分	☐ 掲載可。併せて、マンホール広告掲載の範囲内において行政財産の使用を許可する。 ☐ 掲載不可（理由）
2 マンホール広告の設置箇所 （使用を許可する行政財産）	
3 掲載予定期間(使用許可期間)	年 月 日から 年 月 日まで（ か月）
4 マンホール広告蓋の 作製費用（税込）	円
5 広告料（税込）※36 か月	円
6 マンホールレプリカの 追加作製費用（税込）	円
7 デザインの提出期限	年 月 日までに、デザイン（データ）を提出してください。
8 その他	

行政財産使用許可決定に関する教示

行政財産使用許可決定に不服があるときは、決定通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求を受けた日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 4 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

高槻市長

高槻市マンホール広告掲載期間決定通知書

年 月 日付けで決定したマンホール広告の掲載について、現地の施工が完了し、次のとおり掲載期間が下記のとおり決定しましたので、高槻市マンホール広告の掲載に関する要領第 11 条第 3 項の規定により、通知します。

1 マンホール広告の設置箇所	
2 掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで（ か月）
3 その他	

様式第 5 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

高槻市長

高槻市マンホール広告掲載期間終了通知書

年 月 日付けで決定したマンホール広告の掲載について、掲載期間が終了したため高槻市マンホール広告の掲載に関する要領第 12 条第 2 項の規定により、通知します。

なお、継続等の申出が無い場合は、高槻市マンホール広告の掲載に関する要領第 12 条第 1 項の規定により、撤去します。

1 マンホール広告の設置箇所	
2 掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで（ か月）
3 その他	

様式第 6 号（第 13 条、第 14 条関係）

年 月 日

高槻市マンホール広告変更申込書

高槻市長 様

住 所
申請者 氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けで決定したマンホール広告の掲載について、高槻市マンホール広告の掲載に関する要領第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおりマンホール広告の変更を申し込みます。

記

1 マンホール広告の設置箇所	
2 掲載期間の変更 ☐ 変更します。	(現行) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後の期間) 年 月 日から 年 月 日まで (理由)
3 デザインの変更 ☐ 変更します。	(広告デザインの概要) (変更年月日) 年 月 日 (変更後の期間) 年 月 日から 年 月 日まで (理由)

4 備考	
5 連絡先	担当（部署・氏名） TEL FAX E-mail

様式第 7 号（第 13 条、第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

高槻市長

高槻市マンホール広告掲載変更決定・不承認通知書

年 月 日付けで申込みがありましたマンホール広告の変更について、次のとおり決定しましたので、高槻市マンホール広告の掲載に関する要領第 13 条第 4 項又は第 14 条第 2 項の規定により、通知します。

1 マンホール広告の設置箇所	
2 掲載期間の変更 ☐ 承認（併せて、マンホール広告掲載の範囲内において行政財産の使用を許可する。）	（変更後の期間） 年 月 日から 年 月 日まで
☐ 不承認	（理由）
3 デザインの変更 ☐ 承認 デザインの提出期限	（変更後の期間） 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日までに、デザイン（データ）を提出してください。
☐ 不承認	（理由）
4 広告料（税込）※変更後の追加分	円
5 マンホール広告蓋の作製費用（税込）	円
6 その他	

様式第 8 号（第 19 条関係）

第 号
年 月 日

様

高槻市長

高槻市マンホール広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けで決定したマンホール広告の掲載について、下記のとおり取り消しましたので、高槻市マンホール広告の掲載に関する要領第 19 条第 2 項の規定により、通知します。

記

1 マンホール広告の設置箇所	
2 取消年月日	年 月 日
3 取消理由	
4 その他	